

# 平成30年度事業計画

(社会福祉法人静岡県共同募金会)

### 第1 基本的事項

### 「地域から孤立をなくそう」

昭和22年に始まった赤い羽根共同募金運動は、国民一人一人が助け合いの精神で取り組む「国民たすけあい運動」として、この70数年にわたり綿々と継続されてきた。その間、本県においても、募金総額がおよそ293億円に上り、その助成によって、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進に大きく貢献してきた。

しかし、募金方法や助成内容が固定化し、寄付者からその実態が見えにくくなり、社会貢献制度の多様化なども相まって、募金額は平成7年度をピークに減少してきている。

一方で、少子・高齢化の進行や流動化する社会・経済情勢を背景に、社会的課題は生活困窮、地域での孤立など多様化、複雑化しており、国では「一億総活躍社会」の実現に向けて、地域共生社会実現に向けた取り組みを始めている。その中で、「地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進」を掲げ、共同募金運動への期待感を表明している。

また、頻発する地震や洪水等の自然災害時に、被災者支援や災害ボランティア活動の支援を迅速に実施するためにも、共同募金への資金ニーズは依然として拡大している。

このような中、平成28年度、共同募金運動70周年答申を受け、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」のため、中央共同募金会、本会及び市町共同募金委員会は、これに基づく推進方策を定め、3年間で重点的に、その実現に取り組んでいる。

そこで本年度、本会では、共同募金運動の運動性を再生し、全国共通テーマ「地域から孤立をなくそう」を達成するために、次の4本柱(重点方針)に沿って活動を展開する。

#### ① 新たな募金手法への挑戦

従来からの募金手法である戸別募金等とともに、使途選択募金の展開、寄付つき商品の開発、 社会貢献型自動販売機の設置など、関係機関・団体との連携により、新たな募金手法に挑戦する。

② 助成活動「使途の見える化」

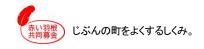
地域福祉活動の資金ニーズを的確に把握し、時代に即した助成メニューの追加、助成基準の明確化 を行う。また、審査機能の充実を図り使途の見える化に努め、助成が募金につながるしくみを目指す。

③ 共同募金を通じた寄付文化の醸成

社会貢献意識が高まる中、共同募金の知名度を活かし企業や寄付者に対して積極的に広報に努めるとともに、イベント等での寄付機会の提供を行い、寄付文化の醸成に努める。

④ 組織の活性化と開かれた組織

運動性の再生を図るため、自らも機能強化を図るとともに、市町共同募金委員会の組織の強化などを支援する。また、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上等を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。



# 第2 募金活動

地域の諸課題を解決するための福祉活動を推進するため、あらかじめ地域福祉活動を 行う団体等から要望を取りまとめたうえで、使いみち(助成計画)や目標額(募金計画) を定めて募金活動を展開する。

# 1 社会的ニーズの把握

### (1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で、財源を担う本会と実践する社会福祉協議会とは車の両輪に称されることから、緊密な連携を図りに共通認識の形成に努める。

県社会福祉協議会	社会福祉法第 119 条に基づく目標額、助成の範囲に対する意見を求める。
市町社会福祉協議会	市町社会福祉協議会事務局長会議、事務担当者会議、現況調査を通じて
	地域福祉活動母体としての役割が大きい市町社会福祉協議会との意見交
	換を行う。

## (2) 助成施設団体等との意見交換

助成先が抱える福祉課題について、共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、現地調査の際に意見交換を行い、現状と社会的ニーズの把握に努める。

## 2 助成要綱の制定・周知

社会的ニーズを踏まえ、助成対象となる活動主体・事業・経費等、助成条件、応募 方法、審査方法等を明文化した助成要綱を作成し、多くの団体等が応募できるよう幅 広く周知する。

# 3 助成申請の受付

募集案内を県民・団体等が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、 関係福祉団体等へ送付して、活動主体が計画する福祉活動への助成申請を受け付ける。

# 4 助成計画及び募金計画(目標額)の策定

(1) 助成申請に基づき助成計画を策定し、助成計画に経費を加えた額を募金計画(目標額)と設定する。

目標	額区分	内 容		
(1)一般募金	地域目標額	市町社会福祉協議会が主体的に取組む地域福祉活動(地域福		
目標額	(地域福祉活動)	祉活動計画による事業計画)に対する助成計画に事務費を加		
		え、市町共同募金委員会が設定		
	広域目標額	福祉施設・団体の機器整備、広域の福祉団体の福祉活動など		
	(広域福祉活動)	に対する助成計画に事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案		
		して、本会が設定		
	使途選択募金	参加団体の申請額など基に、諸般の状況を勘案して本会が設定		
	目標額			
(2)歳末たすけ	あい募金目標額	市町社会福祉協議会が歳末時期に実施する贈呈事業などの支		
		援活動に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員		
		会が設定		
(3)NHK歳末	たすけあい目標額	福祉施設・団体が行う歳末時期の施設利用者等への支援活動、		
		進学等自立支援事業に対する助成計画に事務費を加え、前年		
		度実績額を勘案し、本会が設定		



## 6 広報・啓発活動

(1) 街頭募金キャンペーンによる広報

赤い羽根共同募金運動の開始を広く広報するために、10月1日の運動開始日を中心に、県内各地で街頭キャンペーンを開催する。

(2) チラシ、ポスターなど広報資材による広報

赤い羽根ロゴマークを活用したチラシ、パンフレット、ポスター等を活用し、募金ボランティアを中心に、地域、法人、学校、職場、助成先など様々な場所で広報を行い、広く県民に周知する。

- (3) 報道機関による広報
  - ① 募金運動の活動計画・報告を報道機関に随時提供し、広報を依頼する。
  - ② 民間放送局に、運動開始用のテレビスポット・ラジオスポット(中央共同募金会制作)を提供し、広報を依頼する。
  - ③ 日本放送協会に、NHK 歳末たすけあいの報道を中心とした広報を依頼する。
- (4) ホームページによる広報
  - ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の見える化を図る。
  - ② 助成要綱、申請用紙などをダウンロードできる仕組みを充実する。
  - ③ 募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動をアピールする。
- (5) 地元プロサッカーチームの協力による広報
  - ① ポスターへのチームマスコット掲載を依頼する。
  - ② チャリティグッズの提供、試合会場での募金活動への協力を依頼する。
- (6) ありがとうメッセージの浸透と顕彰
  - ① 本会作成の各資材には、ありがとうメッセージを掲載し、配布する。
  - ② 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、 顕彰規程により表彰する。
  - ③ 高額寄付者には、その金額に応じて感謝状を贈呈する。
- (7) 税制上の優遇措置の周知

税制上の優遇措置を広く周知し、共同募金運動への協力を促す。

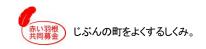
## 7 寄付依頼活動(募金活動)

厚生労働大臣の指定を受け、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの6カ月間、国民たすけあい運動として次のとおり募金活動を実施する。

### (1) 赤い羽根共同募金(10月1日~翌年3月31日の6カ月間)

① 一般募金(10月1日~12月31日の3カ月間)

区 別	対 象	方法
戸別募金	各世帯	募金ボランティアが各家庭を訪問して、募金を依頼(自治会、
		町内会に依頼)
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員・児童委員などの募金ボラン
		ティアによる訪問又はダイレクトメールにより募金を依頼
街頭募金	通行人	駅前、商店街などで、通行人に募金を依頼
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金を依頼
職域募金	従業員	共同募金委員会役職員、募金ボランティアが事業所などを訪問
		し職場内での募金を依頼
店頭募金	お客	店舗等への募金箱設置を依頼
助成先	利用者・職員	街頭募金、イベント募金、職域募金での募金を依頼



### 【募金に当っての留意事項】

- ・戸別募金の依頼にあたり、地域に対し丁寧に地域の福祉課題を解決するための募金である ことを説明する。
- ・戸別募金において募金に協力している地縁組織、募金ボランティア等に共同募金の活用事 例等(成果報告、感謝など)の情報提供を行う。
- ・民生委員児童委員協議会・自治会連合会・商工団体・業界団体・教育関係団体等の会議に積極的に出向き、募金活動への協力依頼と助成成果の報告に努める。
- ・既助成先に対しては、助成による成果等の PR を兼ね、「赤い羽根サポーター」として、募金活動への積極的な参加を要請する。
- ② 使途選択募金(テーマ型募金)(平成31年1月1日~3月31日の3カ月間) 一般募金終了後、参加団体が福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、 当該活動の財源を確保するために、共同募金運動を通じて自らが寄付を呼び掛け る使途選択募金を実施する。

寄付者が使いみちを選べる新しいタイプ募金活動である。

### (2) 歳末たすけあい募金(12月1日から12月31日までの1カ月間)

12 月に、使途を歳末支援資金の助成と明確にして取り組む、歳末たすけあい募金を一般募金と同様の方法で実施する。

### (3) NHK歳末たすけあい(12月1日から12月25日までの25日間)

12 月に、日本放送協会、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団の共催により募金活動を実施する。

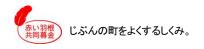
- ・日本放送協会は番組を編成し、寄付を呼び掛けるとともに、結果を公表する。
- ・中央共同募金会は、前年度寄付者にダイレクトメールを発送する。
- ・本会は、日本放送協会放送局の窓口と金融機関窓口で寄付金を受け付ける。

### (4) 年間を通した寄付の受入

自	動	販	売	機	設置者と飲料メーカーからの寄付
店				頭	募金箱による寄付
中	央 共	同	募 金	: 会	ふるさとサポート募金
					(インターネット、クレジットカードを通じた募金)

### 8 寄付金の管理

- (1) 金融機関を通じて迅速確実な方法による送金の実施
- (2) 市町共同募金委員会の現況調査の実施
- (3) 会長名領収書の適正な管理の実施

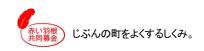


# 第3 助成活動

助成活動を通じて福祉課題の解決を図るとともに、社会の新たな課題を発見し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため静岡県共同募金会助成要綱に基づき次の区分により助成活動を展開する。

# 1 助成メニュー

募金	助成区分	対象団体等	対象事業
	1. 地域福祉活動支援事業	<ul><li>・市町社会福祉協議会</li><li>・広域(複数市町域)の福祉、 更生保護活動団体等</li></ul>	・平成31年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整
	2. 福祉施設機器整備事業	<ul><li>社会福祉施設</li><li>更生保護施設</li><li>認可(指定)施設</li><li>認可外施設</li></ul>	備 ・平成31年度に施設による福祉サービス、 更生保護に必要な機器整備、建物の補修等 (当年度機器整備) ※ ・平成30年度に認可(指定)施設を創設又 は増改築する際に係る機器整備
	3. 地域ふれあ い支え合い 助成事業	・市町域の福祉活動、更生 保護活動団体 (地区社協、地区民協等) (来年度は事業廃止)	《平成31年度事業までの時限メニュー》 ・平成30年10月~平成31年3月に小地域 の支援対象者(高齢者、障害児者、児童及 び課題を抱えている方など)に対して行う 福祉活動及び更生保護活動のための事業 及び機器整備
	4. こども食堂 誕生日会・授 産製品応援 事業 (新規事業)	・障害者の就労を支援する団体	・平成30年度及び31年度に就労継続支援 事業所等が製造するケーキ・焼き菓子等を こども食堂の誕生日イベントに、届る活動 《平成34年度事業までの時限メニュー》
	5. 使途選択募 金	・福祉活動、更生保護活動 団体等	・平成31年度に福祉課題を解決するための活動
地域歳 末たす けあい 募金	6. 地域歳末たす けあい事業 (地域福祉活動 支援事業)	・市町社会福祉協議会	<ul><li>・平成30年度見舞金贈呈事業</li><li>・平成30年度歳末時期の支援事業</li></ul>
NHK 歳末た	7. NHK歳末 たすけあい	・福祉、更生保護団体	・平成 30 年度年末年始支援活動
すけあい	事業(地域福祉活動	• 福祉施設、更生保護施設	・平成30年度年末年始施設利用者支援
,	支援事業)	• 社会的養護団体	・平成 31 年度進学等自立支援
	8. 災害緊急助成事業	<ul><li>・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体</li><li>・罹災者(低所得者等)</li></ul>	・災害緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の非常災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1) 地震、火災、風水害等の非常災害により被災したものの復旧及び修理に要する経費 (2) 災害による罹災者(低所得者等)に対する見舞金 (3) 静岡県共同募金会災害支援制度実施要



募金 区分	助成区分	対象団体等	対象事業
			領の対象にならない災害における次の活動経費 ①ボランティア活動に係る経費 ②災害ボランティアセンター、ボランティア団体(以下、「NPO」を含む。)の活動拠点事務所に係る経費 (4)災害ボランティア活動用資機材購入費% 《平成31年度事業までの時限メニュー》

※【70 週年記念助成事業】

# 2 助成審査

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、助成金の使いみちの透明性の向上を図り、効果的な助成活動に努める。

### (1) 地域福祉活動支援事業の「使途の見える化」

共同募金の助成を受けて行う市町社会福祉協議会の地域福祉活動支援事業では、「使途の見える化」を図るため、助成基準の明確化を行い、市町社会福祉協議会に対して支援対象者への直接支援ではない事業の削減に努めるよう求める。

### (2) 現地調査の実施

助成申請内容、活動主体の活動状況等を、把握するため原則として配分委員による現地調査を行う。

(3) 配分委員会の承認

社会福祉法第115条による配分委員会を開催し、助成について承認を得る。

(4) 助成決定

配分委員会の承認後、理事会において助成の決定を行う。

なお、助成金の決定にあたっては、助成金交付説明会を行い、事業主体に対し共同募金の目的・対象・使途等の徹底と募金活動への参画を促す。

# 3 助成活動の効果測定

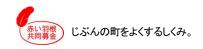
- (1) 機器整備費については、助成先から使途指定事業の完了後直ちに「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。
- (2) ソフト事業(事業費)については、助成事業完了後1カ月以内に助成先から「精算報告書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。
- (3) 市町社会福祉協議会については、「使途の見える化」を図るため、助成事業の実施状況について現況調査を行う。

# 4 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

# 5 民間社会福祉資金の総合調整

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託
- (2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供



# 第4 災害等への対応

## 1 災害たすけあいの実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもと に災害たすけあいを実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

## 2 災害等準備金の積立及び助成・拠出

- (1) 災害救助法等の対象となる災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。
- (2) 災害等準備金による助成及び被災県への拠出は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

# 3 緊急等助成資金による助成

災害準備金の対象とならない地震、火災、風水害等の自然災害その他緊急事態等に 機動的に対処するため、緊急等助資金を活用し助成する。

なお、緊急等助成資金の積立額を適正規模(約 100,000 千円)とするため、この資金を原資とする次の 2 助成事業を、70 周年記念事業(平成 31 年度までの時限事業)として実施する。

- ① 福祉施設機器整備(当年度機器整備)
- ② 災害ボランティア活動用資機材購入費

# 第5 その他の活動

#### |1 70 周年答申・推進方策策への対応|

平成 28 年度、中央共同募金会は、募金活動の運動性の再生を謳う 70 年答申への対応を定めた推進方策において、今後 3 年間で達成する重点共通の目標を掲げ、その実現のため、中央共同募金会、都道府県共同募金会と市町共同募金委員会はそれぞれ具体的な取り組みを行うこととした。

本会では、重点目標達成のため、平成28年度から3年間は下記のとおり取り組む。

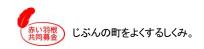
# (1) 重点目標

#### 【推進方策における都道府県共同募金会の重点目標】

- ①運動性の再生に向けた市区町村共同募金委員会の支援
- ②都道府県共同募金会の機能強化

## (2) 具体的な取り組みの内容と指標

実施項目	具体的な取り組み内容	推進の指標(目標)
①組織の改革	市町共同募金委員会会長、事務局長、担当者を対象と	開催回数(年1回)
	した勉強会の開催	
	市町共同募金委員会への多様な人材の参画を促進	商工会議所、商工会への
		参加要請(年1回)
②助成計画の見	公募助成の拡大(使途選択募金の一般公募、助成先の	使途選択募金の参加団



直し	発掘)	体数(15件)
③募金の見直し	新たな募金ツールの開発・検討(テーマ型、寄付付き	社会貢献型自販機の設
	商品、社会貢献型自販機)	置台数 (700 台)
④助成の見直し	市町社会福祉協議会助成事業の助成基準の明確化に	現況調査箇所数
	向けた現況調査の実施	(年7箇所)
⑤その他	民生委員児童委員協議会に対して、民生委員制度 100	決議採択済み
	周年記念大会での「共同募金推進決議」の依頼	

# (3) 進捗管理

取り組みの実効性を担保するため、毎年度、推進の指標(目標)の達成状況を理事会に報告し、進捗管理を行うともに、取り組み内容と指標の見直しを行う。

# 4 法人運営

### (1) 法人の適正な運営

定款及び諸規程に基づき、理事会、配分委員会を開催し、着実に事業計画を推進するとともに、評議員会、監事監査を開催し、法人の適切な運営を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

特に、評議員会が原則年 1 回の開催になったことから、適時適切に、募金運動の状況や本会の運営等関する情報を評議員に提供する。

### (2) 情報公開の推進

国民に対する説明責任を果たすため、定款、事業計画書等を新たに閲覧に供するするとともに、計算書類等、現況報告書、役員報酬基準を公表する。情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

#### (3) 関係機関との連携・協調

- ① 中央共同募金会主催の研修会・全国ミーティングと関東ブロック都県研究会等 へ職員を参加、派遣し、情報収集、意見交換を行う。
- ② 県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。

特にブロック社会福祉協議会連絡会との意思疎通と意見交換を積極的に行い、 募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。

#### (4) 事務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き事務の合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

### (5) 会計事務の適正な執行

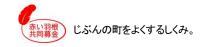
法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、内部牽制を励行することで、 寄付者を含む関係者の負託に応えられるように努める。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、公認会計士の指導・監査を受ける。

### (6) 法人運営の安定化

安定的な法人運営を行うため、次の積立を行う。

区分	目 的
資産更新積立	有形、無形減価償却資産の減価償却相当額(経理規程による定額法)
運営費積立	指定寄付金手数料により、本会の財政基盤強化と安定を図るため
運動費積立	翌年度の運動にかかる経費に充てるため(本会及び市町共同募金委員会)



# 平成 30 年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		·申請受付開始 (福祉施設、広域団体)		中央:都道府県共同募金会職員研修会(12~13日)
5		・申請受付開始 (社協・使途選択・地域 ふれあい・地域歳末) 助成計画作成	・募金・助成結果公告	本会:監事監査(14日) 本会:理事会(25日)
6		・配分委員会の開催	・募金・広報 資材作成・購入	本会:評議員会 (14 日) 中央:評議員会 (20 日)
7		夢金計画・目標額設定 ・使途選択募金参加団 体決定	・寄付依頼の開 始	本会:理事会(12日) 中央:都道府県共同募金会常務理 事事務局長会議(4~5日) 中央:赤い羽根全国ミーティング (12~13日)
8			・募金・広報資 材の発送	本会:市町事務担当者打合会
9		・配分委員現地調査(地域ふれあい) ・申請受付開始(NHK 歳末)	• 募金計画公告	
1 0	【共同募金運動(10/1 ~12/31】 ・街頭キャンペーン (10/1)	・助成金交付説明式(地域ふれあい)		静岡県健康福祉大会(25日)
1 1				全国社会福祉大会(22 日)
1 2	【地域歳末たすけあい募金(12/1~31)】 【NHK歳末たすけ あい(12/1~25)】	・地域歳末たすけあい、 NHK歳末たすけあい 助成決定		
1	【使途選択募金(1/1 ~3/31】	·配分委員現地調査(一般募金)		
2		·配分委員会開催(助成 承認)	・市町委員会仮 決算	中央:都道府県共同募金会常務 理事事務局長会議(13 日)
3		<ul><li>・一般募金の助成決定</li><li>・助成金交付説明会</li></ul>	・決算	本会:理事会(13日) 中央:評議員会(6日) 本会:市町事務担当者打合会
通年	自動販売機・募金箱 各募金活動団体会議 での依頼活動(随時)			市町社会福祉協議会ブロック会議への参加(随時)